

2月1日から適用

感染症防疫作業手当の特例措置

日額3百円→日額3千円と4千円

組合が4月10日の緊急要請で求めている特殊勤務手当の増額について、自治労本部も同月21日、総務省に対し緊急要請を行った。それを踏まえ、総務省は、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、1日当たり3千円もしくは4千円を支給することとし

た「防疫等作業手当の特例の運用」の通知を自治体に発出した（裏面参照）。これを受け、当局は、左記のとおり対応するとし、その内容について、協議と確認を行った。

【協議と確認】

1. 適用

組）現在、日額3百円の手当が支給されている者が対象か。

当）はい。

組）適用期間は、2月1日から1年間（予定）とのことだが、特例措置の対象となる業務に従事したケースは、全て対応されると考えてよいのか。

当）はい。

組）会計年度任用職員への適用は、4月1日からとのことだが、2月1日からはならないのか。

当）改正地公法が施行された4月以降は、非常勤職員にも正規職員に準じて特殊勤務手当を支給することとなったが、それ以前に遡及することは困難であり、ご理解頂きたい。

2. 3千円と4千円の線引き

組）支給額3千円と4千円の線引きが、困難なケースはないのか。

当）患者対応と物件処理で区分することが基本となる。各病院においては、それぞれの業務内容や勤務環境などの業務実態を踏まえつつ、この考え方に基づき支給することが適当である。

3. 手当の併給

組）衛生検査作業手当との併給はしない、とのことであるが、それ以外の手当、例えば、看護業務手当、放射線作業手当等は、併給可なのか。

当局説明（要旨）

1 基本的な取扱い

現在支給している感染症防疫作業手当の特例措置であり、基本的な取扱いは現行どおり。

2 特例措置の支給要件及び支給額

(1) 支給額

原則として1日当たり3,000円を支給する。

ただし、①新型コロナウイルス感染症患者等（感染症の疑いのある患者を含む。以下同じ）に直接接触する作業、②直接接触はしないが同一の空間で近接した状況において一定期間患者に接して行う作業（後方支援は除く）については、4,000円を支給する。

区分	主な業務	患者との距離・関係→ 想定される職種	直接接触	近 接	非接触
			同一空間		別空間
			感染リスクあり	後方支援業務	感染リスクなし
患者 対応	診察	医師	4,000円	3,000円 ※多くの業務が「物件処理」に該当	対象外
	レントゲン・CT	放射			
	看護	看護、看護補助			
	機器装着・管理	ME			
	リハビリ	リハ			
	検体採取	医師、看護			
物件 処理	検体搬送	医師、看護、看護補助	3,000円 ※病原体の付着の危険がある物件の処理に属する		
	防護具の廃棄	看護、看護補助			
	食器、リネン等の処理				
	物品消毒等室内清掃				

※後方支援業務：主に物件処理

3 適用期間

2020(R2)年2月1日から1年間（予定）

※新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に基づく指定感染症として定められる期間

※会計年度任用職員については、2020(R2)年4月1日から適用

4 衛生検査作業手当との併給調整

新型コロナウイルス感染症患者等から採取した検体の検査に従事した日については、特例として感染症防疫作業手当を1日当たり3,000円支給し、衛生検査作業手当は支給しないこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症患者等以外の患者に係る業務については、現行どおり衛生検査作業手当を支給し、感染症防疫作業手当は支給しない。

5 交替制勤務における支給の取扱い

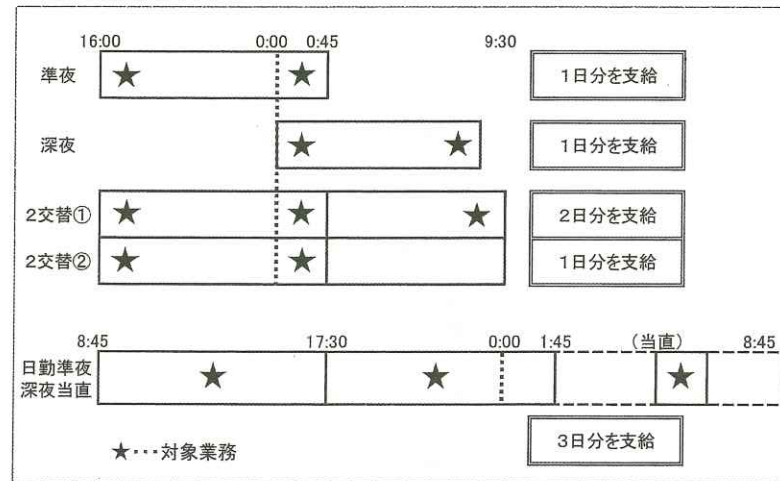
勤務の開始時間から、休憩時間を除き、7時間45分までの勤務時間を1日の勤務時間とみなし、その間に複数回対象業務が発生した場合においても、1日分の手当を支給する。

看護師の2交替勤務者など連続15時間30分勤務する者については、1日の勤務時間以降の勤務時間は、2日目の勤務時間とみなし、各日の勤務に対象業務が発生した場合においては、2日分の手当を支給する。

感染症防疫作業手当にかかる当該取扱いについては、2020(R2)年2月1日に遡って適用する。

なお、その他日額支給の特殊勤務手当（放射線作業手当等）についても、当該取扱いを統一的な運用とすることとし、2020(R2)年5月1日から適用する。

【取扱い例】





▲青木自治労副委員長(左)から内藤総務省自治財政局長に要請書を手渡す。右は岸まきこ参議院議員

緊急要請を実施し、青木真理子副委員長らが出席。自治労組織内議員の岸まきこ参議院議員も同席した。総務省からは内藤尚志自治財政局長らが対応した。冒頭、青木副委員長が要請書を手交。全国的な感染拡大と院内感染の発生により、公立医療機

関で働く医療従事者は極めて厳しい環境に置かれていると述べた。
過酷な医療現場の実態訴える
その上で、福井衛生医療局長より、①感染病棟の清掃を行う委託業者や感染者の遺体処置を行う葬儀社などに対応を断られ、現場の看護師が本来業務以外のさまざまな作業に忙殺されている現状を踏まえ、医療従事者の負担軽減のため、民間病院も含めた医療機関との連携強化を関係省庁と協議するなど、あらゆる政策

を国の責任において講じること、②医療従事者への差別や偏見をなくすための啓発活動の取り組みなどを講じること、③家族の安全を確保する観点などから帰宅を自粛する医療従事者の宿泊施設を確保するための措置を講じること、④国の「防疫等作業手当の特例」に準拠した手当を、医療従事者(救急業務にあたる消防職員を含む)などへの対象拡大および週として支給できるように自治体へ通知すること、⑤各医療機関で不足が深刻化しているサージカルマスクや防護服などの感染防止のための防護用品・機材を国が一括して確保し、優先的かつ早急に十分な量を供給すること、などについて要請した。

これを受けて、総務省は同日(4月21日)、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、作業1日あたり3千円を支給することや、患者またはその疑いのある者に長時間接触する作業、患者またはその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業等については1日あたり4千円を支給対象を拡大することとする「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」の通知を発出した。これにより、数百円程度で自治体ごとに異なっていた手当については一定改善されることとなった。

新型コロナウイルス感染症の猛威が全国に拡大する中、労働者を取り巻く環境も激変し、深刻な事態に陥っている。自治労は、地域医療の確保や医療従事者の負担軽減・感染防止のための緊急要請をはじめ、それぞれの職場で継続して公共サービスを提供するための取り組みや、新型コロナウイルス禍での雇用・労働条件を守るための運動を展開している。

4月21日、総務省に対しはじめてとする新型コロナウイルス感染症対策に関する要請書を手渡す。イリス感染症対策に関する緊急要請を実施し、青木真理子副委員長らが出席。自治労組織内議員の岸まきこ参議院議員も同席した。総務省からは内藤尚志自治財政局長らが対応した。冒頭、青木副委員長が要請書を手交。全国的な感染の発生により、公立医療機

関で働く医療従事者は極めて厳しい環境に置かれていると述べた。
過酷な医療現場の実態訴える
その上で、福井衛生医療局長より、①感染病棟の清掃を行う委託業者や感染者の遺体処置を行う葬儀社などに対応を断られ、現場の看護師が本来業務以外のさまざまな作業に忙殺されている現状を踏まえ、医療従事者の負担軽減のため、民間病院も含めた医療機関との連携強化を関係省庁と協議するなど、あらゆる政策

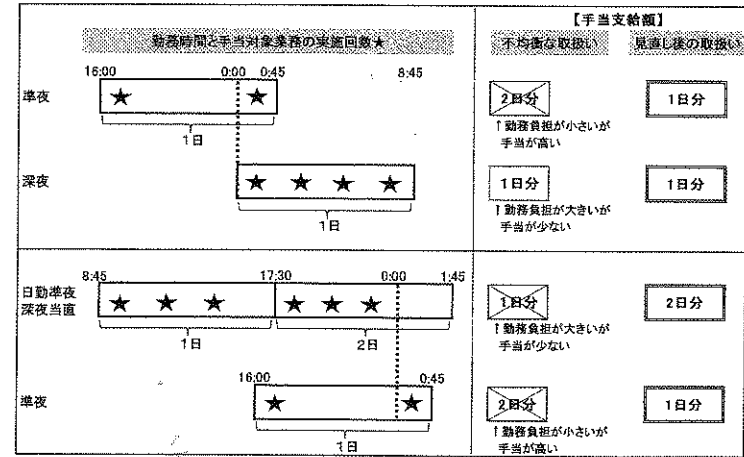
新型コロナウイルス 医療現場の切実な声 総務省通知に反映 新型コロナウイルス禍においても働く環境を守り抜く運動を展開

内藤自治財政局長は「公立病院の職員の方々が安心して働けるように努力を尽くしていきたい」などと回答した。

4. 交代制勤務における支給の取扱い
組) 交代制勤務における支給の取扱いについて、「7時間45分までの勤務時間を1日の勤務時間とみなす」、「2交替の場合、1日の勤務時間以降の勤務時間は、2日目の勤務時間とみなす」とある。
準夜の場合、「午前0時」

前後に複数回対象業務が発生しても、1日分の支給になるというのか。
当) お見込みのとおり。日額支給の特殊勤務手当について、現在、各病院において異なっている取扱いを統一する必要がある。それにあたっては、「業務に従事した時間が短い場合には、必要に応じて調整を加える」という国の考え方と交替制勤務における勤務時間の設定(勤務開始時間と終了時間)を踏まえた上で、職員間の均衡が図られるように取扱いを定めた。
下図のとおり手当を暦日で計算すると、午前0時をまたぐ準夜勤務の場合、2日分の手当を支給することが可能となる一方、深夜勤務の場合は、それ以上の回数の業務を行ったとしても1日分の手当しか支給されない。
また、日勤・準夜の通し勤務の場合、午前0時までの勤務時間が14時間程度あるため、その間対象業務が多く発生することが想定されるが、暦日

の計算では1日分の手当しか支給されない。
暦日の計算では、準夜勤務の午前0時以降の45分間と日勤・準夜の通し勤務の14時間を同じ1日として評価することとなり、業務量や負担の度合いと手当額のバランスを大きく欠くことになる。
このため、7時間45分までの勤務時間を1日の勤務時間とみなせば、日勤・準夜の通し勤務の場合にも、2日分の手当が支給可能となるなど、勤務実態(時間)に応じた対応となり、均衡が図られるため、このような取扱いを行うこととする。
組) 日勤準夜深夜当直の勤務において、当直帯に対象業務が発生した場合も手当が支給されることになっているが、当直時間が7時間45分未満でも支給されるのか。
当) 概ね1日の勤務時間とみなされる当直時間の場合は、手当を支給する。



当) 看護業務手当(月額支給)は、感染の危険性のある場所・勤務環境下において長期間業務に従事することを評価した手当、放射線作業手当は、放射線を扱うことによる被ばくの危険性を評価した手当であり、感染症防疫作業手当とは趣旨が異なるため、併給は可能である。

当) これまでの取扱いが変わる病院については、分会への丁寧な説明をお願いしたい。
組) 現場で疑問や問題が生じた場合、丁寧に対応してもらいたい。
当) 丁寧な対応に努めたい。

組) これまでの取扱いが変わる病院については、分会への丁寧な説明をお願いしたい。
当) 取扱いが変更になる病院については、職員及び分会に十分説明する。
組) 現場で疑問や問題が生じた場合、丁寧に対応してもらいたい。
当) 丁寧な対応に努めたい。

組) これまでの取扱いが変わる病院については、分会への丁寧な説明をお願いしたい。
当) 取扱いが変更になる病院については、職員及び分会に十分説明する。
組) 現場で疑問や問題が生じた場合、丁寧に対応してもらいたい。
当) 丁寧な対応に努めたい。